

議会のあり方調査特別委員会 条例等検討分科会 記録

開会年月日	令和元年7月23日
開会時刻	午後1時30分
閉会時刻	午後3時14分
出席委員名	◎鈴木豊司 ○福井輝夫 中村 功 楠木宏彦
	世古 明 辻 孝記 藤原清史 小山 敏
	世古口新吾
欠席委員名	なし
署名者	—
担当書記	森田晃司
協議案件	1 政策立案について
	2 議会BCPについて
	3 長期欠席議員の取り扱いについて
	4 次回の会議について
説明者	中野議事係長、森田書記

会議の概要

鈴木会長が開会を宣告。その後、直ちに会議に入り、「政策立案について」、「議会BCPについて」及び「長期欠席議員の取り扱いについて」を議題とし、協議を行った。「政策立案について」及び「議会BCPについて」は今回で協議を終了し、企画調整部会及び議会のあり方調査特別委員会で報告されることが確認された。

その後、次回の会議についてを協議し、分科会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

協議の内容

1 政策立案について

会長から前回の意見をもとに資料を修正し、(前回の資料では、委員会提案と政策研究会提案の2通りとなっていたが)各常任委員会・議会運営委員会・特別委員会のみの提案(政策研究会のフローは削除)とし、議員からの提案については、地方自治法で保障されている旨の説明があった。その後、委員からの意見を確認し、協議の結果、資料1(一部修正)及び資料1-2について、今後、企画調整部会及び議会のあり方調査特別委員会で報告されることが確認された。

なお、委員から(資料1のフローから政策研究会が削除されたことについて)「要綱で政策研究会が位置づけされているほうがよいのでは」との発言があったため、協議を行った結果、これからの検討課題とし、何か問題があれば協議を行うことが確認された。

【発言】(資料1のフローから政策研究会が削除されたことについて)

- ・小山委員「政策課題の選定を委員会に限定しているが、フローは前のほうがよい。フローで政策研究会が位置づけられているほうが動きやすい」
- ・楠木委員「政策研究会をつくることはフローにはないが、地方自治法で議案提出が認められている。政策研究会をフローに記載するとややこしくなる。それはまた別のところで議論すべきこと」
- ・世古委員「本市の課題については、常任委員会のいずれかの所管になる。そこで発言され、進めていけばよい。方向的には委員会のみでよい。議員間で討議することが大切」
- ・鈴木会長「政策研究会が要綱で位置づけがされていると予算が取りやすいという思いもある。政策研究会については、これからの検討課題とし、何か問題があれば、協議を行うということではいかか」
- ・世古口委員「要綱には、委員会という文言があるので、世古委員が発言したような方向性でよいのでは」

2 議会BCPについて

前回から修正した資料(資料2)について、事務局から説明、会長から一部補足説明された後、委員からの意見を確認した。協議の結果、資料を一部修正し、今回で分科会としての協議を終わり、企画調整部会及び議会のあり方調査特別委員会で報告されることが確認された。

【発言】

- ・ 小山委員「災害が発生した際にスーツで来るわけにはいかない。防災服が必要ではないか」
⇒ 会長回答「今回の議論を踏まえ、議長へ要請をする」
- ・ 中村委員「ヘルメットも検討してもらいたい」「議員活動とともに、消防団として活動している議員がいるが、どのように整理していくのか」
⇒ 会長回答「消防団については、ここで考えるべきではない」
- ・ 中村委員「備蓄資材について、3日間分となっているが、災害対策本部でも3日間分の備蓄品があるのか。食べ物等については、賞味期限が来ると処分する必要がある。使わない物はもったいない気がする」
⇒ 会長回答「備蓄資材については、市の災害対策本部のほうと調整をしながら、計画的に備えるということで御理解いただきたい」
- ・ 辻委員「備蓄資材について、議会中に災害が発生するなどさまざまなことが考えられるので、そこも含めて対応してもらいたい」「ヘルメットは、使わないのが一番よいが、いざというときにないのは問題」

3 長期欠席議員の取り扱いについて

会長から資料3により説明され、各項目の検討を行った。今回の内容をもとに次回条例案を示し、改めて協議することが確認された。

なお、確認事項として、以下の点が確認された。

- ・ 条例の趣旨

⇒ 市議会の会議等を長期欠席した場合における「議員報酬」及び「期末手当」の支給に関し、条例の特例を定めるもの。

- ・ 対象となる市議会の会議等

⇒ 伊勢市議会の定例会または臨時会の本会議、伊勢市議会委員会条例第1条、第3条及び第6条の規定により設置された委員会（各常任委員会、議会運営委員会、特別委員会）、伊勢市議会会議規則第163条に規定する協議の場（全員協議会、各常任委員協議会）地方自治法第100条第13項の規定による議員の派遣、伊勢市議会会議規則第104条の規定による委員の派遣

- ・ 長期欠席の該当事由

⇒ 自己都合、疾病、その他

- ・ 適用除外

⇒ 公務災害、通勤災害、女性の出産、議長がやむを得ないと認める事由

- ・ 減額割合規定（暫定）

⇒ 90日超から180日以下：20%、180日超から365日以下：50%、365日超：100%

- ・ 期末手当は議員報酬の減額割合に順ずる。

- ・ 減額の効力

⇒ 記載しない。

- ・ 疑義の決定

⇒ 疑義が生じたときは、議長が議会運営委員会に諮り決定する。

・委任

⇒実施に関し必要な事項は、議長が別に定める。

4 次回の会議について

【開催日時】未定（9月定例会前のいずれかの常任委員会開催日）

【協議内容】長期欠席議員の取り扱いについて、事務局体制の強化・充実について

上記署名する。

令和元年7月23日

会 長